

公立学校共済組合九州中央病院（臨床研究センター）における
学術研究の不正行為に係る調査等に関する取扱規程

平成30年9月3日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、公立学校共済組合九州中央病院（臨床研究センター）（以下「臨床研究センター」という。）における学術研究の不正行為又は不正行為の疑いが生じた場合の調査等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において「公的研究費」とは、「公立学校共済組合九州中央病院研究資金取扱規程」で定める研究資金をいう。

2 この規程において「研究者等」とは、臨床研究センターの研究員や公立学校共済組合九州中央病院（以下「病院」という。）の公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。

3 この規程において「不正行為」とは、故意又は重大な過失による研究活動上の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿、不適切なオーサーシップ、利益相反等）及び公的研究費の他の用途への使用又は当院の規程、法令ならびに競争的資金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反した使用をいう。

（不正行為に関する通報）

第3条 「公立学校共済組合九州中央病院研究資金取扱規程」第12条に基づく通報窓口は庶務課に設置する。

2 不正行為（不正行為の疑いを含む。以下この条から第6条までにおいて同じ。）があると料する者は、前項に規定する通報窓口に通報及び情報提供（以下「通報」という。）するものとする。

3 監査担当（庶務課長及び会計課長）及び不正防止計画推進部署（庶務課）が自らの職務において不正行為を知り得たときは、前項と同様に取り扱うものとする。

4 通報窓口は、原則として通報した者（以下「通報者」という。）の氏名、所属、住所等ならびに研究者等の不正行為の態様及び内容が明示されたものを受け付けるものとする。ただし、通報者はその後の調査において氏名の秘匿を希望することができるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は通報窓口を通じて行うものとする。

5 通報窓口は、匿名による通報があったときは、研究者等の不正行為の態様及び内容が明示され、かつ、証拠書類等の添付により相当の信憑性があると思われる場合に限

り、受け付けるものとする。この場合において、当該通報者に対しての本規則に規定する通知及び報告は行わないものとする。

(報告等)

第4条 通報窓口不正使用に関する通報があったときは、窓口担当の長は最高管理責任者に速やかにその旨を報告しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告に係る事案について予備調査を行い、本調査の必要があると認めるときは、通報から30日以内に「公立学校共済組合九州中央病院研究資金取扱規程」第12条に規定する研究活動調査委員会（以下「委員会」という。）を招集し、本調査を行うものとする。

3 最高管理責任者は、前項に基づき本調査の開始を決定した場合は、決定と同時に、当該調査の開始を配分機関に報告するものとする。

4 報道機関、会計監査院、その他の外部機関から指摘を受けた場合の取扱いについては、前各項の規定によるものとする。

5 最高管理責任者は、前2項の規定に基づき、調査を実施することを決定したときは、調査の開始を通報者に通知するものとし、調査を実施しないときは、調査しない旨をその理由と併せて通報者に通知するものとする。

(守秘義務)

第5条 委員会の構成員その他本規則に基づき不正行為の調査に関与した者は、その職務に関し知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(調査の実施)

第6条 委員会は、不正行為の有無、不正行為の内容、関与した者及びその関与の程度、不正行為の相当額等（以下「不正行為の有無等」という。）について調査するものとする。

2 委員会は、病院長、臨床研究センター長、事務部長、庶務課長、会計課長及び外部有識者で構成し、外部有識者は委員の半数以上とする。

3 前項に規定する全ての委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

4 委員会は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象、調査方法等について配分機関及び文部科学省に報告し、又は協議しなければならない。

5 委員会は、調査対象の研究者等（以下「対象研究者等」という。）に対し関係資料の提出、事実の証明、事情聴取その他調査に必要な事項を求めることができる。

6 委員会は、関連する研究者等に対し、調査協力等適切な対応を指示することができる。

- 7 委員会は、必要に応じて、対象研究者等に対し調査対象制度の公的研究費の使用停止を命ずることができる。
- 8 通報者は、通報に基づく調査への協力を理由として、人事、給与又は研究のいかなる不利益な取扱いも受けない。
- 9 通報によりその対応に当たるすべての者は、通報者、対象研究者等その他当該調査に協力した者の名誉及びプライバシーが侵害されることのないよう十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

- 第7条 対象研究者等は、委員会による事実の究明に協力するものとし、虚偽の申告をしてはならない。
- 2 退職後においても前項と同様に取り扱うものとする。

(意見聴取)

- 第8条 委員会は、不正行為の有無等の認定を行うに当たっては、あらかじめ対象研究者等に対し、調査した内容を通知し、意見を求めるものとする。
- 2 対象研究者等は、前項の調査内容の通知日から原則として14日以内に委員会に意見を提出することができるものとする。ただし、委員会が必要と認めたときは、意見の提出期間を延長できるものとする。
 - 3 前項の場合において、対象研究者等から意見の提出があったとき又は意見がない旨の申し出があったときは、委員会は、意見の提出期間を経過する前であっても次条に規定する認定を行うことができる。

(認定)

- 第9条 委員会は、本調査を開始した日から起算して150日以内に調査した内容をまとめ、不正行為の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定を行い、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を最高管理責任者に報告しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、対象研究者等及び配分機関に対し、調査結果を通知するものとする。
 - 3 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、不正行為に係る事案については、文部科学省に報告するものとする。

(異議申立て)

- 第10条 対象研究者等は、前条第2項の調査結果の通知日から14日以内に最高管理責任者に異議申立てを行うことができるものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の異議申立てがあったときは、最高管理責任者の判断により委員会に対し、再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、最高管理責任者の判断により委員会の委員を変更することができるものとする。
- 3 前項の再調査の指示があったときは、委員会は速やかに再調査を行い、再調査の開始から30日以内にその結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、異議申立てに対する決定を行い、その結果を異議申立てした者及び委員会に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、再調査をしない旨をその理由と併せて異議申立てをした者及び委員会に通知するものとする。
- 6 異議申立てをした者は、前2項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。
- 7 最高管理責任者は、不正行為に係る事案については、配分機関及び文部科学省に不服申し立てについて報告するものとする。

(調査結果の報告)

第11条 委員会は、第9条による調査結果の通知後、対象研究者等から異議申立てがなく、その内容が確定したとき、又は前条第2項による異議申立てに対し、同条第4項若しくは第5項の決定が行われたときは、最終報告書を作成し、関連資料を添えて速やかに最高管理責任者に提出しなければならない。

(措置)

- 第12条 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、その調査結果を通報者、対象研究者等、関連する部局長等に通知するとともに、配分機関に対しては、原則として通報の受付から210日以内に、不正行為の発生要因、不正行為に関与した者が関わる調査対象制度以外の公的研究費の管理監査体制の状況、再発防止策、関係者の処分方針等必要事項を加えて報告書を提出しなければならない。
- 2 最高管理責任者は、期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出しなければならない。
 - 3 最高管理責任者は、調査の過程であっても、不正使用の事実が一部でも確認された場合には速やかに認定し、配分機関へ報告しなければならない。
 - 4 前3項のほか、配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況を報告し、又は中間報告を提出しなければならない。
 - 5 最高管理責任者は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、配分機関からの当該事案に係る資料の提出若しくは閲覧又は現地調査に応じなければならない。

- 6 最高管理責任者は、前各項による報告又は調査等の結果、当該配分機関から不正使用に係る公的研究費の返還命令を受けたときは、対象研究者等に当該額を返還させるものとする。
- 7 不正使用の内容が私的流用である等、悪質性が高い場合は、必要に応じて法的措置を講ずるものとする。
- 8 最高管理責任者は、前条による報告に基づき、不正使用が認められなかったときは、必要に応じて通報者及び対象研究者等への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。
- 9 最高管理責任者は、不正行為に係る事案については、文部科学省に報告するものとする。

(調査結果の公表)

- 第13条 最高管理責任者は、前条の規定による措置のほか、不正使用があったと認められたときは、合理的な理由のため不開示とする必要があると認めた場合を除き、速やかに調査結果を公表するものとする。この場合において、公表する内容は、氏名を公表することを基本とするとともに、不正行為の内容、調査委員会の委員名、調査の方法等、その他の情報についても特に不開示とする必要があると認められる場合を除き、公表するものとする。
- 2 最高管理責任者は、調査事案が学外に漏洩していた場合及び社会的影響の大きい重大な事案の場合については、必要に応じて当該調査の途中であっても中間報告として公表することができるものとする。

(委員会の事務)

- 第14条 委員会に関する事務は、監査担当（庶務課長及び会計課長）及び不正防止計画推進部署（庶務課）で行う。

(雑則)

- 第15条 この規則に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る調査等の手続きに関し必要な事項は、委員会で決定する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から実施する。